

令和8年台風第25号及び前線による大雨に伴う災害により被害を受けられました皆さまへ

東日本少額短期保険株式会社
代表取締役社長 南部 剛史

令和8年台風第25号及び前線による大雨に伴う災害により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、今回の令和8年台風第25号及び前線による大雨に伴う災害等（災害のおそれを含む）により災害救助法が適用された以下地域の市町の被災者等に対し、「保険料のお支払い」（継続 手続きを含む）につきまして、払込期間の猶予措置を設けるなどの措置を実施いたします。

■災害救助法適用市町

【千葉県】

銚子市
木更津市
野田市
成田市旭市
勝浦市
流山市
鴨川市
君津市
富津市
袖ヶ浦市
南房総市
匝瑳市
香取市
いすみ市
栄町
神崎町
横芝光町
睦沢町
長生村
長南町
大多喜町
御宿町

鋸南町

【東京都】

大島町

(内閣府ホームページ：災害救助法の適用状況をご参照ください)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

■特例措置

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者・被保険者の契約について、

保険料の払込猶予期間を延長する措置を実施いたします。

※別途お客様の状況に応じた柔軟な対応を講じてまいりますので下記までお気軽にご相談下さい。

お問い合わせはこちらまで

○「賃貸住宅プラン」「LIVE サポートプラン」のご契約者様

0120 - 062 - 588 (平日 9:30～17:30)

○「住まいる保険」のご契約者様

0120 - 533 - 570 (平日 9:30～17:30)